

県議会議員の選挙区等の検討について

平成 25 年 10 月 11 日

1 これまでの経過

(1) 平成17年度

【審議事項】

総定数、選挙区及び選挙区定数の検討 等



「熊本県議会議員の定数を55人から49人とする」こと及び各選挙区
の定数を決定。

(2) 平成21年度

【審議事項】

熊本市、植木町及び城南町の合併に伴う議員の選挙区の特例の検討



平成22年3月23日の熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の
合併に伴い当該区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、市町村
の合併の特例等に関する法律の規定により、当該合併が行われた日から
次の一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日（平成
27年4月29日）までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする
特例を定めることとした。

(3) 平成23年度

【審議事項】

熊本市の選挙区の設置及び各選挙区における議員定数の配分等の検討



「熊本市選挙区16人」を「熊本市中央区選挙区4人、熊本市東区選
挙区4人、熊本市西区選挙区2人、熊本市南区選挙区3人、熊本市北区
選挙区3人」にすることを決定。なお、旧植木町及び旧城南町は除く。

2 県議会議員の選挙区等の検討に係る論点

《議論の前提》

① 人口要件

一の選挙区は、議員1人当たりの人口（県人口を議員定数で除して得た
数）の半数以上にしなければならない。（法第15条2項、改正法第15
条2項）。

人口 1,817,426 人（H22 国調）÷49（定数）=37,090 人

この半数以上の人数 37,090 人÷2=18,545 人

② 算定基準（人口の提議）

官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。（自治法第254条、公選法施工令第144条）
今回は平成22年国勢調査の確定値による。

③ 検討期間

公職選挙法の改正法は、平成27年3月1日から施行される予定であるので、周知期間を考慮すれば、平成26年2月定例会において選挙区定数条例を改正することが望ましい。

3 「今回の検討課題」について

(1) 総定数及び各選挙区定数の検討

ア 地方自治法第90条で、県議会議員の定数は条例で定め、定数の変更は、一般選挙において行うこととなっている。

イ 公職選挙法第15条第8項で、各選挙区の議員数は人口に比例して条例で定めるが、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準として地域間の均衡を考慮して定めることとなっている。

《九州各県・類似県の総定数の状況》 平成23年4月統一地方選挙時点

県名	人口 (a)	条例定数 (b)	議員一人 当たりの 人口 (a)/(b)	左 の 全 国 順 位	備考
福岡県	5,049,908	86	58,720	8	H17国調
佐賀県	849,709	38	22,361	42	
長崎県	1,426,594	46	31,013	26	
熊本県	1,842,233	49	37,597	19	
大分県	1,209,571	44	27,490	35	
宮崎県	1,153,042	39	29,565	29	
鹿児島県	1,753,179	51	34,376	24	
沖縄県	1,361,594	48	28,367	33	
三重県	1,854,742	51	36,367	21	
岡山県	1,957,264	56	34,951	23	

(2) 公職選挙法改正の有無に拘わらず必要な措置

ア 合併特例法に基づく特例が期限を迎える選挙区の見直し

旧植木町及び旧城南町の区域の選挙区に関する合併特例条例が期限を迎えるので、旧植木町及び旧城南町が加わる熊本市北区及び熊本市南区の定数を決める必要がある。

イ 下益城郡選挙区の強制合区

下益城郡選挙区であった旧城南町が、熊本市南区選挙区に入る。残った美里町(人口 11,388 人)だけでは、人口要件(議員一人当たりの人口の半数以上)を満たさないため、隣接する区域との強制合区となる。

【合区が想定される隣接選挙区】

宇城市選挙区、上益城郡選挙区、八代市・八代郡選挙区

※ 美里町議会は、知事と県議会議長に対して「県議選の区割り改定に伴う意見書」(H25.9.12 付け)を提出し、衆議院5区(八代市・郡等)への編入反対を要望。

(3) 今回の公選法改正を踏まえた検討事項

ア 選挙区割りの基本

選挙区割りは、「市」「市と隣接する町村」「隣接する町村」を基本とし、条例で定める。(改正法第15条第1項)

イ 区域

(ア) 政令市の場合

2以上の選挙区を設ければ合区が可能(改正法第15条9項)

【熊本市の選挙区】

現在、中央、東、西、南、北の5の選挙区となっているものを2以上の選挙区とすることが可能。

(イ) 市の場合

「市」が選挙区となる(変更なし)(改正法第15条第1～3項)

(ウ) 町村の場合

a 市と隣接する町村又は隣接する町村を基本とする。

b 一の町村の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、該町村をもって選挙区とすることができる。

(改正法第15条第1、2、4項)

【単独選挙区として可能な町】(人口が18,545人以上の町)

大津町(31,234人)、菊陽町(37,734人)、益城町(32,676人)、芦北町(19,316人)

c 飛び地となっている選挙区

飛び地で人口要件を満たさない区域では、隣接する市町村と合区となる。ただし、経過措置として、従前どおり（飛び地のまま）とすることが可能

【阿蘇郡選挙区(39,392人)】 定数1

北部3町村（南小国町、小国町及び産山村）と南部3町村（高森町、南阿蘇村及び西原村）は阿蘇市を挟んでおり隣接していない。

【玉名郡選挙区(43,959人)】 定数1

東部3町（玉東町、和水町及び南関町）と長洲町は、玉名市と荒尾市を挟んでおり、隣接していない。

d 現在2人区の郡選挙区を、人口要件を満たす隣接町村区域の単で分割することが可能

【上益城郡選挙区(84,402人)】 定数2

【球磨郡選挙区(59,116人)】 手数2

(エ) 任意合区

これまでの郡の枠組みに捉われず、「市と隣接する町村」「隣接する町村」で任意に合区することができる。

a 市と隣接する市の合区

1つの市の配当基数が1未満の場合は合区できる。（改正法第15条第3項）

b 市と町村の合区

一つの市と隣接する町村とは合区できる。

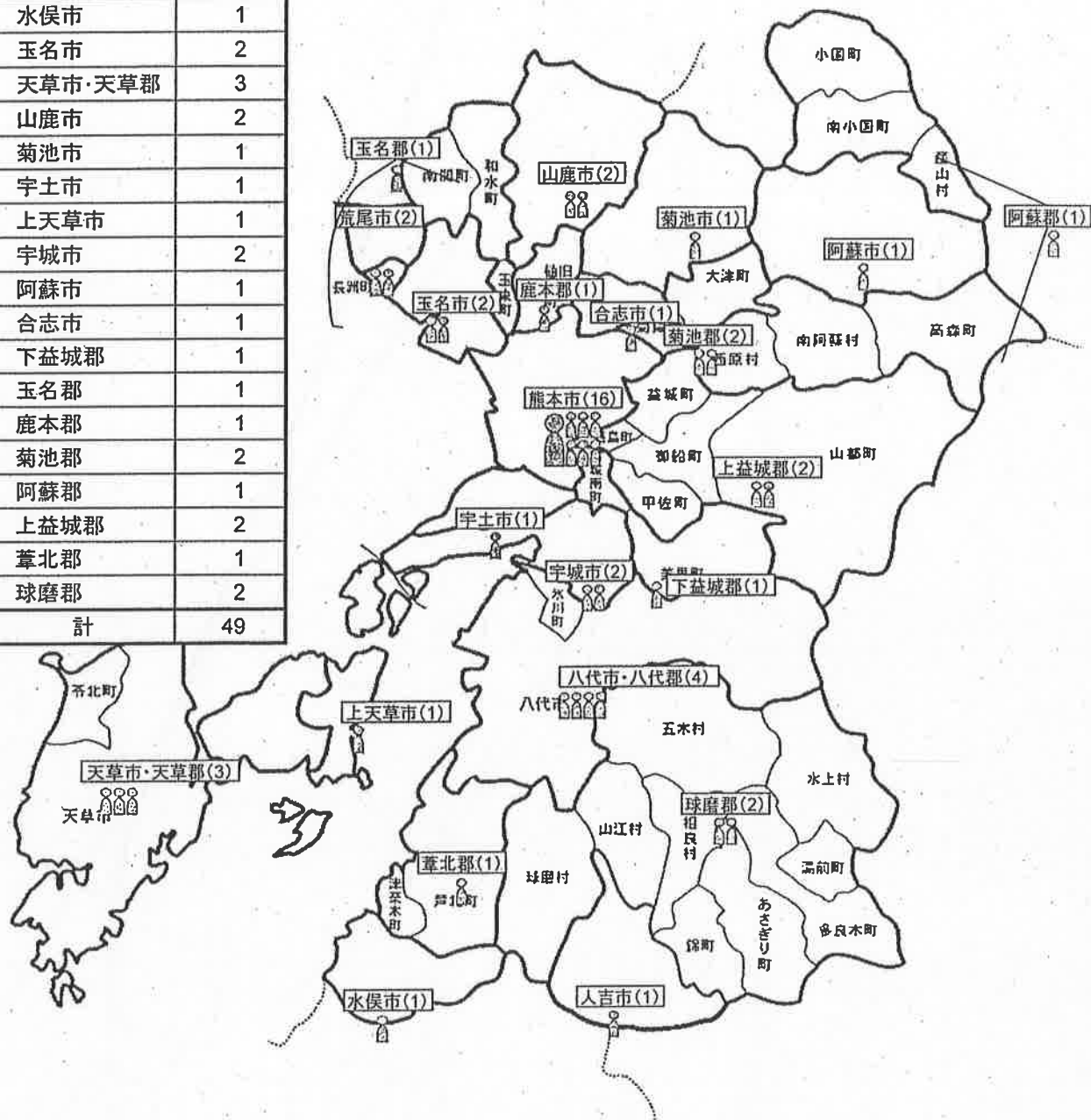
c 町村と町村の合区

隣接する町村は合区できる。

現熊本県議会議員選挙区・議員定数

	選挙区名称	定数(人)
1	熊本市	16
2	八代市・八代郡	4
3	人吉市	1
4	荒尾市	2
5	水俣市	1
6	玉名市	2
7	天草市・天草郡	3
8	山鹿市	2
9	菊池市	1
10	宇土市	1
11	上天草市	1
12	宇城市	2
13	阿蘇市	1
14	合志市	1
15	下益城郡	1
16	玉名郡	1
17	鹿本郡	1
18	菊池郡	2
19	阿蘇郡	1
20	上益城郡	2
21	葦北郡	1
22	球磨郡	2
	計	49

(中央区：4人、東区：4人、西区：2人、南区：3人、北区：3人)



県議会議員選挙区における議員定数試算表

市区町村名	選挙区名 (25選挙区)	(A) 人口 (H22国勢調査)	(B)=A÷a 配当基数	選挙区名 (25選挙区)	(C) 条例 定数	(B)÷(C) 定数1人当たり の配当基数
熊本市		734,474	19.802			
中央区	中央区	175,023	4.719	中央区	4	1.17971
東区	東区	190,981	5.149	東区	4	1.28727
西区	西区	94,261	2.541	西区	2	1.27070
南区	南区	125,574	3.386	南区	3	1.12854
北区	北区	148,635	4.007	北区	4	1.00184
八代市	八代市・	132,266	3.566	八代市・		
氷川町	八代郡	12,715	0.343	八代郡	4	0.97722
計		144,981	3.909			
人吉市	人吉市	35,611	0.960	人吉市	1	0.96012
荒尾市	荒尾市	55,321	1.492	荒尾市	2	0.74576
水俣市	水俣市	26,978	0.727	水俣市	1	0.72736
玉名市	玉名市	69,541	1.875	玉名市	2	0.93745
天草市	天草市・	89,065	2.401	天草市・		
葦北町	天草郡	8,314	0.224	天草郡	3	0.87515
計		97,379	2.625			
山鹿市	山鹿市	55,391	1.493	山鹿市	2	0.74670
菊池市	菊池市	50,194	1.353	菊池市	1	1.35329
宇土市	宇土市	37,727	1.017	宇土市	1	1.01717
上天草市	上天草市	29,902	0.806	上天草市	1	0.80619
宇城市	宇城市	61,878	1.668	宇城市	2	0.83415
阿蘇市	阿蘇市	28,444	0.767	阿蘇市	1	0.76688
合志市	合志市	55,002	1.483	合志市	1	1.48292
美里町	下益城郡	11,388	0.307	下益城郡	1	0.30703
玉東町		5,554	0.150			
和水町		11,247	0.303			
南関町	玉名郡	10,564	0.285	玉名郡	1	1.18519
東部計		27,365	0.738			
長洲町		16,594	0.447			
計		43,959	1.185			
大津町	菊池郡	31,234	0.842	菊池郡	2	0.92973
菊陽町		37,734	1.017			
計		68,968	1.859			
南小国町		4,429	0.119			
小国町		7,877	0.212			
産山村		1,606	0.043			
北部計		13,912	0.375			
高森町	阿蘇郡	6,716	0.181	阿蘇郡	1	1.06206
南阿蘇村		11,972	0.323			
西原村		6,792	0.183			
南部計		25,480	0.687			
計		39,392	1.062			
御船町	上益城郡	17,888	0.482	上益城郡	2	1.17823
嘉島町		8,676	0.234			
益城町		32,676	0.881			
甲佐町		11,181	0.301			
山都町		16,981	0.458			
計		87,402	2.356			
芦北町	葦北郡	19,316	0.521	葦北郡	1	0.65726
津奈木町		5,062	0.136			
計		24,378	0.657			
錦町	球磨郡	11,075	0.299	球磨郡	2	0.79692
あさぎり町		16,638	0.449			
多良木町		10,554	0.285			
湯前町		4,375	0.118			
水上村		2,405	0.065			
相良村		4,934	0.133			
五木村		1,205	0.032			
山江村		3,681	0.099			
球磨村		4,249	0.115			
計		59,116	1.594			
県合計		1,817,426	49.000		49	1.00000

* 議員1人当たり人口 (a) 37,090 人

* 「配当基数」…選挙区の人口を議員一人当たりの人口(a)で除して得た数

* 旧植木町は北区、旧城南町は南区に算入している。北区には鹿本郡(旧植木町)の定数1を仮に加算している。

熊本県議会議員の選挙区及び議員定数の変遷(平成以降)

条例 一般 選挙	H2.10.2条例改正		定数
	H3.4.7執行		
	熊本市		17
	八代市		3
	人吉市		1
	荒尾市		2
	水俣市		1
	玉名市		1
	本渡市		1
	山鹿市		1
	菊池市		1
	宇土市		1
	牛深市		1
	宇土郡		1
	八代郡		2
	下益城郡		3
	玉名郡		3
	鹿本郡		2
	菊池郡		3
	阿蘇郡		3
	上益城郡		3
	葦北郡		1
	球磨郡		2
	天草郡上島		2
	天草郡下島		1
	計		56

H6.3.9条例改正		定数
H7.4.9執行	H11.4.11執行	
熊本市		18
八代市		3
人吉市		1
荒尾市		2
水俣市		1
玉名市		1
本渡市		1
山鹿市		1
菊池市		1
宇土市		1
牛深市		1
宇土郡		1
八代郡		2
下益城郡		3
玉名郡		2
鹿本郡		2
菊池郡		3
阿蘇郡		3
上益城郡		3
葦北郡		1
球磨郡		2
天草郡上島		2
天草郡下島		1
計		56

H14.3.6条例改正		定数
H15.4.13執行		
熊本市		18
八代市		3
人吉市		1
荒尾市		2
水俣市		1
玉名市		1
本渡市		1
山鹿市		1
菊池市		1
宇土市		1
牛深市		1
宇土郡		1
八代郡		2
下益城郡		3
玉名郡		2
鹿本郡		2
菊池郡		3
阿蘇郡		2
上益城郡		3
葦北郡		1
球磨郡		2
天草郡上島		2
天草郡下島		1
計		55

市町村合併等に伴う選挙区の見直し

H18.3.23条例制定		定数
H19.4.8執行	H23.4.10執行	
熊本市		16
八代市・八代郡		4
人吉市		1
荒尾市		2
水俣市		1
玉名市		2
天草市・天草郡		3
山鹿市		2
菊池市		1
宇土市		1
上天草市		1
宇城市		2
阿蘇市		1
合志市		1
下益城郡		1
玉名郡		1
鹿本郡		1
菊池郡		2
阿蘇郡		1
上益城郡		2
葦北郡		1
球磨郡		2
計		49

政令指定市移行に伴う分割

H24.3.26条例改正		定数
熊本市中央区		4
熊本市東区		4
熊本市西区		2
熊本市南区		3
熊本市北区		3
八代市・八代郡		4
人吉市		1
荒尾市		2
水俣市		1
玉名市		2
天草市・天草郡		3
山鹿市		2
菊池市		1
宇土市		1
上天草市		1
宇城市		2
阿蘇市		1
合志市		1
下益城郡		1
玉名郡		1
鹿本郡		1
菊池郡		2
阿蘇郡		1
上益城郡		2
葦北郡		1
球磨郡		2
計		49